

朝日町告示第10号

朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成14年3月4日

朝日町長 魚津 龍一

朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号に規定する朝日町の処理区域内(以下「区域内」という。)において、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の施設(以下「下水道」という。)に接続するため、水洗便所及び排水設備等の改造(以下「水洗便所等改造」という。)を行う者に対し、その工事に必要な資金の融資あっ旋及び利子補給をすることにより、下水道の普及を図り、もって環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(融資あっ旋対象工事)

第2条 この要綱による融資あっ旋の対象となる工事は、次の各号の一に該当する工事(以下「改造工事」という。)とする。ただし、法人が所有する施設に係る改造工事については、融資あっ旋の対象としないものとする。

(1) し尿を下水道に直接排除できるようにするため、既存の汲み取り便所を水洗便所に改造するための工事

(2) 既存の浄化槽を廃止して、し尿を下水道に直接排除できるようにする工事

(3) 前2号の場合で、同時に雑排水を下水道に直接排除できるようにする工事

(融資あっ旋を受けることができる者)

第3条 融資のあっ旋を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により供用開始の公示された区域内で、3年以内に改造工事を行う者
  - (2) 改造工事を行う家屋の所有者又は改造工事について所有者の同意ある家屋の使用者
  - (3) 町税及び下水道事業受益者負担金等を滞納していない者
  - (4) 融資を受けた資金の償還について、十分な能力を有する者
- 2 町長は、前項の要件を備えた者に対し、町長の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に融資のあっ旋を行うものとする。ただし、町長が相当の理由があると認められた者については、この限りではない。

（融資あっ旋の条件）

第4条 融資のあっ旋の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資のあっ旋額は、改造工事1件につき200万円以内において町長が定める額とする。
  - (2) 償還期間は5年以内とし、償還方法は取扱金融機関の定める方法によるものとする。ただし、償還期日前においても繰上償還することができる。
- 2 前項に規定するほか、融資のあっ旋の条件に関し必要な事項は、町長と取扱金融機関とが協議して定めるものとする。

（融資あっ旋の申込み）

第5条 融資のあっ旋を受けようとする者は、朝日町下水道条例（平成13年朝日町条例第2号）第4条の規定による排水設備等計画の確認申請書の提出時に、朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋申込書（様式第1号）により町長に申し込まなければならない。

（融資あっ旋の決定等）

第6条 前条の申込みがあったときは、町長は、融資のあっ旋の要件等内容を審査した上で、取扱金融機関に朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋申込書の写しを送付するものとし、これにより取扱金融機関は融資の適否を決定し、町長に通知するものとする。

- 2 町長は、前項に定める通知を受理したときは、融資申込者に朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋決定（変更）通知書（様式第3号）により決定の通知をするものとする。

とする。

- 3 町長は、前項の融資のあっ旋額と改造工事における精算額に差が生じたときその他特別の事情により町長が融資のあっ旋額の変更についてやむを得ないと認めるときは、当該融資のあっ旋額を変更することができる。この場合、融資申込者は朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋変更申込書（様式第2号）により町長に変更の申込みをし、町長は朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋決定（変更）通知書により融資申込者に変更の通知をするものとする。

（融資の手続き等）

第7条 融資申込者は、第2条に規定する工事の完了検査後、朝日町水洗便所等改造資金融資あっ旋決定（変更）通知書を取扱金融機関に提示し、取扱金融機関所定の借入手続きをとるものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項の借入手続きを完了した者に対しては、速やかに融資を行うものとする。

（融資実績の報告）

第8条 取扱金融機関は、前条第2項の規定に基づき融資を行った時は、毎月10日までに前月分の融資実績を朝日町水洗便所等改造資金融資報告書（様式第4号）により、町長に報告しなければならない。

（利子補給）

第9条 町長は、第7条第2項の規定により取扱金融機関から資金の融資を受けた者に対し、利子補給金を交付するものとする。

- 2 前項の利子補給金の額は、資金の融資を受けた者が取扱金融機関に支払った利子額（延滞利子額を除く。）のうち、融資利率を2.0%として計算した額に相当する額を限度とする。

- 3 利子補給金の期間は5年を限度とし、利子補給金の交付時期は町長が別に定める。

（支払利子の報告）

第10条 取扱金融機関は、毎年1月20日までに、第7条第2項の規定により資金の融資を受けた者が取扱金融機関に支払った前年分の利子額（延滞利子額を除く。）を朝日町水洗便所等改造資金利子明細書（様式第5号）により、町長に報告しなければならない。

( 利子補給金の交付申請及び決定 )

第 1 1 条 利子補給金の交付申請は、朝日町水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書 ( 様式第 6 号 ) により、町長が指定する期日までに行わなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、朝日町水洗便所等改造資金利子補給金交付決定通知書 ( 様式第 7 号 ) により利子補給金の額を決定するものとする。

( 融資あっ旋の取消し及び利子補給の打切り等 )

第 1 2 条 町長は、融資あっ旋の決定及び利子補給金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、その決定の取消し、利子補給の打切り及び既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段で融資を受けたとき。
- (2) 融資金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 第 3 条第 1 項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する償還を行わなかったとき。
- (5) その他正当な理由なくこの要綱に違反したとき。

( 細則 )

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。